

新庁舎等基本設計者等選定審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、新庁舎等の基本設計及びDX支援に関する業務（以下「本業務」という。）に関する適切な契約者を選定するため、鎌倉市企画等提案型契約審査会条例（以下「条例」という。）第1条に規定する審査会として新庁舎等基本設計者等選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、条例第9条の規定に基づき、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 募集要項の審議
- (2) 選定方法及び審査基準の審議
- (3) 応募書類及び応募者の審査
- (4) 最優秀提案者の選定（応募者の順位の設定を含む）
- (5) その他審査及び選定に必要な事項

(会議)

第3条 会議は、非公開とする。ただし、会議の運営に支障のない範囲で応募者のプレゼンテーションの公開を認めるときは、会議の一部を公開することができる。

- 2 会議における審査の経過等は、選定結果の公表以降に公表するものとする。ただし、必要があると認めるときは、会議における審査の経過等を選定結果の公表前に公表することができる。
- 3 会議における配付資料及び会議録は、公表しないものとする。
- 4 情報通信技術を用いて映像や音声を送受信する方法による出席を認めるものとする。
- 5 対面又はオンライン会議による会議の開催が困難であると市長が認めるときは、書面会議を行うことができるものとする。
- 6 メディアによる会議の撮影は、開会前及び開会後の会議の運営に支障のない範囲で認めるものとする。
- 7 会長の互選は、会議の開催前にあらかじめ互選を行い、この結果を会議で報告するものとする。
- 8 会長による会長代理の指名は、会長があらかじめ指名を行い、この結果を会議で報告するものとする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、この審査会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和4年（2022年）10月11日から施行し、審査会の所掌事務の処理が終了した日に、その効力を失う。